

# 登録抹消（廃業）届出のご案内

登録抹消（廃業の届出）には以下の手続きが必要です。  
会費の納入は登録抹消月分まで必要です。なお、前納分のうち過払分は返金いたします。

## 提出書類

1. 行政書士登録抹消届出書<廃業用> ; 2部 ※朱肉で押印した書類が2部必要となります  
①業務廃止の日付は本会の受付日より遡ることはできません。  
特に月末に廃業される場合は早めに書類を提出して下さい。廃業される月の3営業日前日までに書類が本会に到着しないと廃業日が翌月扱いとなり、翌月分の会費をお支払いしていただくこととなります。  
②職印紛失の場合は、登録抹消届出書の職印欄には認印を押印し、紛失の理由を別紙に記載し事務局までご提出下さい。
2. 届出済証明書返還届（申請取次業務） ; 1部  
※届出済証明書の発行を受けている方は、同証明書とともに返却して下さい。
3. 社労業務取扱証明書返却届出書 ; 1部  
（昭和55年9月1日現在の入会者のうち、同証明書の発行を受けている方）  
※社労業務取扱証明書の発行を受けている方は、同証明書とともに返却して下さい。
4. 著作権相談員カード返却届出書 ; 1部  
※著作権相談員カードの発行を受けている方は、カードとともに返却して下さい。

※該当者のみ

## 返却が必要な書類等

1. 行政書士登録証 ※登録証紛失の場合は「誓約書」を提出  
（日本行政書士会連合会発行のもの。昭和55年以前入会の方は「登録証明書」）
  2. 行政書士証票 ※証票紛失の場合は「誓約書」を提出
  3. 東京都行政書士会会員証
  4. 職務上請求書（統一用紙） ※使用分については、確認後返却させていただきます。
  5. 届出済証明書 ※入管業務（申請取次業務）を行っている方
  6. 社労業務取扱証明書 ※証明書紛失の場合「社労業務取扱証明書返却届出書」のみ提出
  7. 後見人候補名簿登載証明書
  8. 著作権相談員カード
- ※ 職印・表札・徽章の返却は不要です。

※該当者のみ

東京都行政書士会  
〒153-0042東京都目黒区青葉台3-1-6  
TEL03-3477-2881

様式第 24-1 号(第 24 条第 1 項関係)

## 行政書士登録抹消届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長 殿

登録番号 第 号

住所

事務所の名称

事務所所在地

氏名

職印

私は、令和 年 月 日行政書士業務を廃業しますので、行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第 12 条第二号の規定により届け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。

2.氏名は、自署のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会長	副会長	委員長	点検	局長	次長	課長	係長	課員

予約番号 ( )

様式第 24-1 号(第 24 条第 1 項関係)

## 行政書士登録抹消届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長 殿

登録番号 第 号

住所

事務所の名称

事務所所在地

氏名

職印

私は、令和 年 月 日行政書士業務を廃業しますので、行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第 12 条第二号の規定により届け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。

2.氏名は、自署のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会長	副会長	委員長	点検	局長	次長	課長	係長	課員

予約番号 ( )

[書式例2]

# 誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

登 録 番 号

事務所所在地

氏 名

職印

このたび登録抹消届出書を提出するにあたり、登録証・行政書士証票を紛失し、返却することができません。

つきましては、その旨お届けしますとともに、今後、このことにより問題が生じた場合には、私において一切の責任を負うことを誓約いたします。

なお、当該 登録証・行政書士証票を発見した場合は、直ちに返還いたします。

【整理番号 \_\_\_\_\_】

年 月 日

## 届出済証明書返還届

東京都行政書士会会長 殿

申出人 \_\_\_\_\_ (職印)

(届出済証明書番号)

\_\_\_\_\_  
(行政書士証票登録番号)

## 1 事務所の概要

(1) 名 称 \_\_\_\_\_ (Tel \_\_\_\_\_)

(2) 所在地 (〒 \_\_\_\_\_)

(3) 代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

## 2 返還する者の氏名 \_\_\_\_\_

地位 行政書士 使用人行政書士 行政書士法人社員

下記の理由により、所属する行政書士会を通じ管轄の地方出入国在留管理局長に対し、届出済証明書を返還いたします。

## 記

- 1 理 由  登録抹消 (行政書士法第 7 条第 1 項、同第 2 項各号)  
(該当箇所にレ点)  欠格事由  業の廃止  死亡  登録取消処分  
 引続き 2 年以上の不業務  心身故障による業務遂行困難
- 懲戒 (行政書士法第 14 条各号)  
 戒告  2 年以内の業務停止  業務の禁止
- 有効期間が経過したため  
 申請取次業務を行わないため  
 その他

(具体的理由: \_\_\_\_\_)

## 2 添付書類

## (1) 届出済証明書

(紛失した場合はその旨、本人、その法定代理人又はその相続人により任意の書式で記名、押印の上、添付提出。)

(注) 本届書にある、「1 事務所の概要」とある項目中、名称、所在地(電話番号)については、①行政書士法人の社員の場合は、所属する行政書士法人の事務所 (当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨)、②使用人たる行政書士の場合は、主な勤務先、③前各号以外の行政書士の場合は、行政書士事務所の必要事項をそれぞれ記載する。(以上は、行政書士証票と同一の記載となる。) また、左上隅の【整理番号】は単位会記入用。

(様式3)

令和 年 月 日

## 社労業務取扱証明書返却届出書

日本行政書士会連合会会長殿

下記の理由により、社労業務取扱証明書を添付し、返却します。

登録番号（8桁） 行政書士証票の登録番号を ご記入願います	
所属単位会名	
氏名（フリガナ） 大きく正確にご記入願います	
理由	

- 【注】①返却届出書は、所属単位会を經由して提出してください。  
②証明書の紛失等により添付できない場合には、その旨を記載し、返却届出書のみを提出してください。

(様式2)

令和 年 月 日

## 著作権相談員カード返却届出書

日本行政書士会連合会会長 殿

下記の理由により、著作権相談員カードを返却するとともに、著作権相談員名簿からの抹消をお願いいたします。

所属単位会名	
氏名（フリガナ） 大きく正確にご記入願います	( )
登録番号（8桁） 行政書士証票の登録番号をご記入願います	
事務所所在地	
理由 (廃業・死亡など)	
カードの有無 ○で囲ってください	添付 ・ 添付なし（カード紛失等のため）

【注】 ①返却届出書は、所属単位会を經由して提出してください。

②当該会員の死亡等により、本人による届出書の記入及びカードの返却が困難な場合は、所属単位会が代理して届出書を提出してください。